

問い合わせ先

総務部政務課長補佐 丹羽 哲（内線 2103）

TEL 03-3591-6361 （代表）

TEL 03-3580-2083 （夜間直通）



平成21年12月1日

海上保安庁

年末年始特別警戒及び安全指導の実施について

海上保安庁は、国土交通省が実施する年末年始の輸送等に関する安全総点検に合わせ平成21年12月10日から平成22年1月10日までの間、年末年始特別警戒及び安全指導を実施します。

海上保安庁では、年末年始の輸送繁忙時期における安全確保のため、毎年、旅客船、カーフェリー等の乗客を輸送する船舶を重点対象として、関係事業者に対する各種指導を行うとともに、船内及び旅客ターミナルにおける犯罪・テロ警戒を実施してまいりました。

今年度は、昨今の海難の発生状況等の実情を踏まえ、以下の取組みを実施し、犯罪・テロの防止及び船舶交通の安全確保に努めます。

1 今年度実施する取組み

（1）特別警戒

犯罪及びテロの未然防止を図るため、旅客船、カーフェリー及び旅客ターミナルを対象とした犯罪・テロ警戒を万全の体制で実施する他、関係事業者に対して不審物・不審者への警戒、不審情報、事件・事故発生時における連絡体制の確保の徹底指導を行います。

（2）安全指導

海難の発生原因として見張り不十分や操船不適切といった船舶運航者の基本となる安全意識の欠如が目立つ現状を踏まえた安全運航の徹底指導を行うとともに、乗船者の海中転落事故防止対策の指導を行います。

2 その他

年末年始特別警戒及び安全指導にあわせ、出動式を予定している海上保安部等があります。実施日時等の詳細については、各管区海上保安本部にお問い合わせ下さい。

※添付資料：年末年始特別警戒及び安全指導について

年末年始特別警戒及び安全指導について

1 実施期間

平成21年12月10日(木)から平成21年1月10日(日)まで
(平成21年12月22日(火)から平成22年1月4日(月)までの期間は
重点期間とする。)

2 重点対象

- (1) 旅客船
- (2) カーフェリー
- (3) 遊漁船
- (4) 海上タクシー等
- (5) 旅客ターミナル

3 重点指導・警戒事項

(1) 指導事項

- ア 不審情報、事件・事故発生時における当庁への通報体制の確保の徹底
- イ 不審物・不審者への警戒の徹底
- ウ 安全運航の徹底
- エ 乗船者の海中転落事故防止対策の徹底

(2) 警戒事項

- ア 船内における暴力、窃盗等の犯罪の防止
- イ 旅客船、カーフェリー及び旅客ターミナルを対象としたテロ警戒